

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立宮上中学校

校長名 鷲尾 仁 公印

令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。  
記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

日本国憲法及び教育基本法に基づき、日本国民としての自覚と国際社会への連帯意識を育むとともに、人間性豊かにたくましく生きる生徒の育成を図るため、以下の3点をめざす生徒像として設定する。

- よき社会人となるための努力を惜しまない生徒 (基盤)
- ◎ 自ら積極的に学ぶ生徒 (知) 【重点】
- 心身の健康の保持増進に取り組む生徒 (徳・体)

特に、自ら意欲的に努力する姿勢を育てるため、中学校入学時の初期指導を充実させ、学級、学年での発達の段階に応じた指導を重視して、心の教育を充実させる。

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の育成

これからの社会を支える実践力を身につける生徒の育成のため、学習内容の充実と確実な定着、資質能力の育成を行う。

- ① 学習端末を日常的、効果的に活用し、教師の授業力を高める。
- ② 学力調査等の結果を分析して、「主体的・対話的で深い学び」のための授業改善を行う。

イ 豊かな心の育成

よき社会人となるための努力を惜しまない生徒を育成するため、望ましい生活習慣の定着を図る。

- ① 多様性を認め合い、一人ひとりの特性やニーズに応じたインクルーシブな教育を推進する。
- ② 一生懸命頑張る心と思いやりの心をもって行動できる生徒を育成する。
- ③ 宮上スタンダードをもとに、小・中学校が協力し、健全な生活習慣を育成する。

ウ 健やかな体の育成

心身の健康の保持増進に取り組む生徒を育成し、幸せや生きがいを感じるため、健康教育を推進する。

- ① 日常の保健体育の授業において、体力向上や生涯にわたって心身ともに健康に生活するための素地を養う。
- ② 外部講師による生徒の健康、保健指導及び食育指導の充実を図る。

エ 不登校生徒への支援

特別支援教育の視点を活用しながら、不登校生徒への的確な支援と対応を行う。

- ① 登校支援コーディネーターを核に、不登校巡回教員、特別支援コーディネーターやスクールカウンセラーとも連携し、個に応じた適切な対応を行う。
- ② 別室指導の部屋を整備し、生徒の特性に応じた教育活動を推進する。

オ いじめ防止等の取組

八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本方針を踏まえ、いじめ防止を効果的に実施する。

- ① 本校いじめ防止基本方針に則り、いじめの未然防止、早期発見・対応・解決の取組を徹底する。

カ 特別支援教育の充実

インクルーシブ教育を推進し、一人一人に必要な支援を行う

- ① 特別支援教育校内委員会を中心に、教育支援を要する生徒の個別指導計画と学校生活支援シートを作成し活用する。
- ② 特別支援学級と協力し、共生社会の考え方や実践を理解できるようにする。

キ 小中一貫教育のさらなる充実

宮上中学校グループとして、義務教育修了段階において育成すべき生徒像を 1. 学ぶ意味が分かり、すすんで学ぶ生徒 2. 人を思いやり、自分を大切にできる生徒 3. 運動の楽しさを知り、自分の体力を伸ばす生徒 4. 地域への誇りと愛着をもつ生徒 とする。

- ① 宮上小・下柚木小の学校運営協議会と連携し、地域の教育力を学校教育に活用する。
- ② 授業体験、ボランティア活動、協議会など児童・生徒・教員の交流を行い、義務教育9年間を見通した教科指導や生活指導・進路指導を通じて、小中一貫教育を推進する。

## 2 指導の重点

## (1) 各教科等

## ア 各教科

- ①指導目標と評価規準を明確にした学習指導を継続的に行う。
- ②基礎的・基本的事項の定着を図るために、各教科で1人1台の学習用端末を活用し、全教科で個別最適化を意識した、きめ細かい学習指導を行う。また、主体的、対話的で深い学びの実現に向け、生徒の学習意欲を高める工夫を行い、学習用端末を活用したグループ学習や発表活動の充実を図り、協働的な学びの実現を図る。各教科で社会とのつながりを意識し（主体的）、言語活動を重視した（対話的）授業を行うとともに、探究的な学習場面（深い学び）を設定する。
- ③数学、英語では、少人数授業・習熟度別授業を行い、生徒の意欲関心を高め、個に応じた指導、協働的な学びを行う。
- ④理科では、第3学年において教員と講師のチームティーチングを活用した協力授業を行う。全学年で観察、実験を重視した学習を行い、生徒の主体性を高めることで基礎学力の定着を図る。
- ⑤保健体育科においては体力調査等の結果をもとにして、3年間を通して、身体を調整する力を伸ばすことを重点とした活動を行い、体力の向上・健康の保持増進を図る。
- ⑥社会科・理科において環境教育、技術科において、ICT教育とプログラミング教育の充実・向上を図る。
- ⑦各種学力調査、生徒による年2回の授業評価や教員の自己評価を基に、年間を通じて学習指導の充実や授業改善を図る。

## イ 総合的な学習の時間

- ①「自分を取り巻く世界を見つめ、未来を開拓しよう」をメインテーマに、学年テーマを設定し、講演会や福祉・平和・人権・職業などの体験学習を通して、課題に対して自ら調べ、考え、他へ向けて発表する活動を行い、自己の生き方について学びを深める。
- ②全ての学年において日本遺産を身近な郷土学習と結び付け、地域への愛着を深める。
- ③探究活動の中で一人1台の学習用端末を使用して思考力・判断力・表現力を向上させるとともに、生徒一人ひとりの学びを深めさせる。

## ウ 特別活動

- ①よりよい学級づくりを通して、周りに配慮できる思いやりの心を育て、他者との望ましい人間関係づくりを推進する。
- ②生徒会活動や委員会活動を通して、生徒自らが主体的によりよい学校生活を創造していく意識を育て、役割の大切さや責任感を育む。
- ③学校行事（体育祭等）や学年行事・集団宿泊的行事では、生徒の自主的な活動を実践しながら社会性を育むとともに、特別支援学級との交流及び共同学習を進める。

## (2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

- ①道徳教育推進教師を中心に、道徳教育全体計画及び別葉を基にして全ての教科との関連を図りながら多面的・多角的に取り組む。
- ②「自主、自律、自由と責任」「思いやり、感謝」「よりよい学校生活、集団生活の充実」「よりよく生きる喜び」「生命の尊さ」を重点内容項目として計画的に道徳性を育んでいく。
- ③教科用図書をはじめ東京都道徳教育教材集、副読本を活用し、1人1台の学習用端末を使った考えや意見の交流等の指導法の工夫を通じて、道徳科の時間を充実させる。
- ④道徳授業地区公開講座では、意見交流会を通して取り組みの成果を広く伝え、地域・家庭との連携を図り、道徳教育の充実を図る。

## (3) キャリア教育

- ①「自分を知る」「職業を知る」「社会を知る」という段階を踏んだ系統的なキャリア教育を行い、ハローワークとの連携、ゲストティーチャーによる講演、職場訪問、職場体験等を通して、生徒の個性や能力を伸ばさせ、基礎的・汎用的能力の育成を図る。
- ②小中一貫教育の目標をふまえ、「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を小学校から引き継ぎ、自分の歩みを踏まえた目標設定ができるように活用するなど、義務教育9年間を見通したキャリア教育を進めるとともに、地域の住民・事業所・保育園・幼稚園とも連携を取り、系統的なキャリア教育を行う。
- ③地域とのつながりを考え、地域の一員として、地域の課題や将来のためにできる取組を考えて、実践していく。

## (4) 特別支援教育

- ① 特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会において個々の生徒の特性を把握するとともに、学校生活支援シートを活用し、個別指導計画を作成することで合理的配慮に基づく具体的な対応の手だてを協議し、特別支援教育の推進を図る。

## (5) 生活指導

## ア 生活指導

- ① 「宮上中学校生活指導にあたっての基本方針」に則り、人権尊重を土台とし教師と生徒及び生徒相互のより良い人間関係を育む生徒指導を行う。
- ② セーフティ教室などを通し薬物の害、携帯電話やインターネット等の適正な利用法、SNSトラブルの未然防止、不審者への対応について学習させ、生徒会でのルール作りと連携して健康や安全に対する意識を高める。

## イ いじめ防止等の取組

- ① 八王子市教育委員会いじめ総合対策に基づき、水曜日の午後にいじめ対応のための時間を設け、生徒との面談・相談タイムを設定するなど、教員が個々の生徒と向き合う時間を作ることで、教師・生徒同士の望ましい人間関係の構築に取り組む。
- ② 八王子市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止に向けた学校いじめ対策委員会を毎週1回開催し、生徒との相談をはじめ、hyper-QU、毎月実施する生徒アンケート、情報交換などから、できる限り広く情報を収集し、迅速な対応を図る。
- ③ 6月の「八王子市のいのちの大切さを共に考える日」において、校長講話や生命の尊さをテーマとする道徳科授業を行う。また、いじめ防止プログラムを第1学年で実施するほか、SOSの出し方に関する教育を全学年の特別活動の時間で実施し、性暴力の被害者や加害者にならないよう、いのちの安全教育について理解を深めさせる。
- ④ 第3学年で「赤ちゃんふれあい事業」による授業を実施し、命の大切さについて考えるとともに、親になり子育てをする苦勞と喜びを実感できるようにする。

## ウ 不登校生徒への支援等

- ① 不登校傾向の生徒に対し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・不登校巡回教員・別室指導支援員も参加する校内委員会及び個票システムを活用し、個々に応じた面談や学習サポートを行う。また、子ども家庭支援センター、児童相談所とも連携し、家庭への働きかけを通して支援を継続する。

## (6) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマム）

- ① はちおうじっ子ミニマムの定着が不十分な生徒に対し基礎的・基本的事項の確実な習得を図る。そのために放課後や土曜補習教室にて個別指導を実施するとともに、個々の状況に応じた指導のあり方を基にきめ細やかな指導をする。
- ② 長期休業中の学習教室（補習）を全学年で実施するとともに、定期考査前に学習強化週間を設け、生徒への意識付けを行い、教員による放課後を活用して学力の向上を図る。土曜日の学習教室では地域人材の活用を図り、はちおうじっ子ミニマム等の課題の定着を図る。
- ③ 中学校の定期考査前期間で、小学校と連携して、家庭学習強化週間を実施する。

## (7) 特色ある教育活動

## ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- (取組1) 宮上小学校・下柚木小学校第6学年による授業参観・部活動見学を実施し、中学校生活の模擬体験を行う。いじめ防止「八王子サミット」のオンライン会議を開催する。宮上小学校・下柚木小学校第6学年の部活動体験を行う。小学校の運動会に中学生がボランティアとして参加する。小学校で出前授業を行う。宮上中生徒会役員等が両小学校を訪問し学校紹介を行う。
- (取組2) 八王子市学力定着度調査の結果分析と授業改善の取り組み内容を共有し、義務教育9年間を通して連続した指導を行う。切れ目ない学習指導のために、中学校へ進学する児童の学力の引継ぎを確実に行うと共に、学力定着と学力向上に向けて連携し、「宮上スタンダード」の共有と見直しを図る。
- (取組3) 児童・生徒についてオンライン会議等で情報を共有し、「宮上スタンダード」の生活指導の指標についてプロジェクトチームを活用し、共有と見直しを図り、一貫した指導にあたる。
- (取組4) 「地域の子どもは地域で育てる」意識を保護者・地域と共有していくために、地域清掃活動を青少対と協働して実施したり、宮上地区秋祭りに参加させたりする。また、学校運営協議会と協力して漢字検定や英語検定を実施する。

## イ その他

- ① 「八王子市情報活用能力系統表」を活用し、義務教育9年間を見通した情報活用能力（ICT活用技能及び情報リテラシー）を生徒が身に付けられるように取り組む。
- ② 生徒の興味・関心を高め、意欲的な活動を行うために部活動を開設し、個性の伸長とともに、よき社会人としての基礎を培う。部活動は部活動改革ロードマップに従って、開設し、八王子市の指針および本校部活動ガイドラインに則って活動する。
- ③ 地域防災訓練の一環として、保護者による生徒引き取り訓練を4月に実施するとともに、全学年でハザードマップなどを活用した、保護者・地域の防災組織と連携した防災教育を行う。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1	16	18	22	17	4	19	22	18	19	15	18	18	206
2	18	18	22	17	4	19	21	19	19	15	18	18	208
3	18	18	22	17	4	19	21	19	19	15	18	15	205
備 考	夏季休業日：7月25日(土)から8月25日(火)までとする。 第1学年は、4月8日(水)が入学式のため、2日減となる。 第3学年は、3月19日(金)が卒業式のため、3日減となる。 都民の日 10月1日(水)は、授業日とする。												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表 (1単位時間は50分とする。)

区 分		学 年	1	2	3
各 教 科	国	語	140	140	105
	社	会	105	105	140
	数	学	140	105	140
	理	科	105	140	140
	音	楽	45	35	35
	美	術	45	35	35
	保 健 体 育		105	105	105
	技 術 ・ 家 庭		70	70	35
	外 国 語 ( 英 語 )		140	140	140
	小 計		895	875	875
特別の教科 道徳			35	35	35
総合的な学習の時間			50(4)	70(9)	70(8)
特別活動(学級活動)			35	35	35
総 計			1015(4)	1015(9)	1015(8)

## 備 考

## ア その他の授業時数

区分 \ 学年	1	2	3
生徒会活動	5	5	5
学校行事	5 9	6 6	5 6
学級・学年裁量の時間	2	1	1

## イ 1単位時間

単位時間は50分とする。

## ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて

第1学年 毎週月曜日 14時35分から15時00分まで

総合的な学習の時間を25分間×30日 年間計15時間行う

第2学年 毎週月曜日 14時35分から15時00分まで

総合的な学習の時間を25分間×31日 年間計15.5時間行う

第3学年 毎週月曜日 14時35分から15時00分まで

総合的な学習の時間を25分間×28日 年間計14時間行う

## エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容

総合的な学習の時間の調査活動として、以下の内容を位置付ける。

第1学年 「宮上中周辺探究」で2時間、「職業に関する学習」で2時間の調査活動を行う。

第2学年 「伝統文化施設の調査」で4時間、「職場体験」で5時間の調査活動を行う。

第3学年 「古都探究を通して考える」で3時間、「進路・生き方」で5時間の調査活動を行う。

## オ 授業時数に位置付けない教育活動

朝読書 10分

定期考査前補習 年間12日 1回あたり1時間程度

夏季休業中の補習 3日 1回あたり1時間程度

## カ その他

保健体育科の「武道」は、第1学年が柔道を行う。